

## 第19号議案

品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

品川区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年品川区条例第38号）

の一部を次のように改正する。

第2条第2号を同条第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 高校生等 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち児童以外のものをいう。

第2条第1号中「子ども」を「児童」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 子ども 児童および高校生等をいう。

第3条第2項に次の1号を加える。

- (4) 現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしているとき。

第4条第1項中「給付」の次に「(高校生等にあつては、入院に係るものに限る。)」を加える。

第5条第1項中「医療費」を「児童に係る医療費」に改め、同条第2項中「子ども」を「児童」に改める。

第6条第1項中「医療費」を「児童に係る医療費」に、「病院等に」を「当該

病院等に」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 高校生等に係る医療費の助成は、当該高校生等が病院または診療所において、入院に係る診療を受けたときに、助成する額を対象者に支払うことによって行う。

第7条第1項および第2項中「対象者」を「児童に係る対象者」に改める。

#### 付 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条、第3条第2項第4号、第4条第1項および第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(説明) 入院に係る助成の対象を高校生まで拡大する必要がある。